

福島市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 25 号

福島市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第66号）の一部を次のように改正する。

題名中「向上」の次に「等」を加える。

第 1 条中「向上」の次に「等」を加える。

第 2 条を削る。

第 3 条中「省令第23条第 1 項」を「省令第20条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「法第34条第 1 項」を「法第29条第 1 項」に、「法第15条第 1 項」を「法第14条第 1 項」に、「法第35条第 1 項各号」を「法第30条第 1 項各号」に改め、同条第 2 号中「設計住宅性能評価書」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）」に、「表示基準」を「日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）」に改め、同条を第 2 条とする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「省令第23条第3項」を「省令第20条第3項」に改め、同条第1号中「第3条第1号」を「前条第1号」に、「法第35条第1項各号」を「法第30条第1項各号」に改め、同条第2号中「第3条第2号」を「前条第2号」に、「登録住宅性能評価機関」を「品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」に改め、同条第3号中「第3条第3号」を「前条第3号」に改め、同条を第3条とする。

第7条を削る。

第8条中「省令第11条」を「省令第13条」に、「消費性能基準」を「法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に、「法第12条第1項」を「法第11条第1項」に、「省令第1条第1項」を「省令第3条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第9条中「法第36条第1項」を「法第31条第1項」に、「法第37条」を「法第32条」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。